

「市田柿」商標の使用に関する協定書

みなみ信州農業協同組合（以下「甲」という。）と下伊那園芸農業協同組合（以下「乙」という。）及び（以下「丙」という。）は、特産品「市田柿」が地域産業として将来にわたり維持発展するため、商標の使用及びブランド化に向けた取組みについて協定を締結する。

（商標の使用）

- 第1条 「市田柿」は飯田市・下伊那郡地方の特産品であり、甲乙丙がそれぞれ「市田柿」の商標使用ができることを確認する。
- 2 前項の商標の使用について、別に定める使用基準の遵守をもって丙は無料で使用できるものとする。
 - 3 丙は、別に設置する市田柿商標管理委員会（以下「商標管理委員会」という。）の資格審査に合格した者でなければならない。

（費用負担）

- 第2条 商標登録及び更新に必要な費用については、甲乙丙が共同して負担する。
- 2 甲乙丙の負担割合は協議のうえ別に定める。
 - 3 甲は、費用の支払い事務及び負担金のとりまとめを行う。

（地域ブランド化）

- 第3条 「市田柿」が消費者に愛され、信頼される味と品質を保証する名称として広く認知されることを目指し、相互に協力して信頼の維持管理に取り組むものとする。
- 2 前項の目的を達成するため、甲乙丙が組織する「市田柿ブランド推進協議会」に加入する。

（協定の解除）

- 第4条 商標管理委員会は、丙がこの協定に反し「市田柿」の信用を損なう商標使用を行ったと認めたときは、その商標使用を行った者に対し文書により改善を申し入れることができる。
- 2 前項の申し入れについて改善が図られなかった場合には、甲及び乙は、この協定を解除することができる。
 - 3 前項の場合、第2条により負担した費用については返還しないものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に関し疑義のあるときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長野県飯田市北方 3852 番地 22
みなみ信州農業協同組合
代表理事組合長

乙 長野県飯田市箕瀬町 1 丁目 2454 番地 3
下伊那園芸農業協同組合
代表理事組合長

丙

立会人 長野県飯田市追手町 2 丁目 678 番地
南信州広域連合
広域連合長